

事業所から発生するごみのゆくえ

大阪市環境局事業部一般廃棄物指導課
TEL: 06-6630-3266
<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/>

事業所から発生する主なごみ

一般廃棄物

資源化可能な紙類

コピー用紙、コンピュータ用紙、パンフレット、カタログ、ポスター、カレンダー、雑誌、はがき、封筒、シュレッダー紙、新聞、ちらし、段ボール、紙バックなど

機密書類は事業所ごみの減量を促進するためにもリサイクルしましょう。

焼却工場には搬入できません

厨芥ごみ(茶葉、残飯等) 水分をよく切ってください。
木くず(木製品、剪定枝等)
天然繊維(作業服、古布等)など

リサイクルに向かない紙類

カーボン紙、ノンカーボン紙、写真、使用済みのティッシュペーパー、洗剤や線香の紙箱、シール、圧着はがき、紙コップなど

個人用
分別ボックス

フロア別
分別ボックス

再生資源
保管場所

リサイクル事業者

リサイクル
施設

製紙工場

新たな紙に
再生されます!



トイレtpペーパー、
コピー用紙、
段ボールなど

焼却工場

最終処分場

一般廃棄物
保管場所

契約した
一般廃棄物収集
運搬業許可業者

再生資源
保管場所

リサイクル事業者

リサイクル
施設

新たな製品に
再生されます!



ペット
ボトル
缶
マンホールの蓋
衣類
輸送用
パレットなど

リサイクル
施設

中間処理
施設
(破碎・焼却等)

最終処分場

びん(飲料用)
缶(飲料用)

ペットボトル(飲料用)

自販機設置の場合
自販機業者

プラスチックの資源循環の取組(3R+Renewable)
を促進し、ごみ減量に努めましょう! ※1

プラスチック類 (プラ製弁当容器、発泡スチロール等)

お弁当の容器、カップ麺の容器、お菓子の袋、プラスチック製文房具など

トイレtpペーパー・
レジ袋などの袋

果物・家電製品などの商品を
保護する発泡スチロールやシート

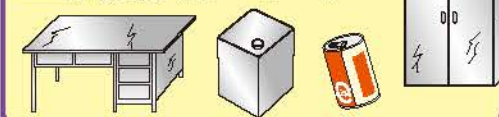
食品等のラップ、
カップ麺などの
外装フィルム

PPバンド

発泡
スチロール

※ 材質がプラスチック類であれば汚れていても産業廃棄物です。
(一般廃棄物ではありません。)

金属類 (机、ロッカー等)



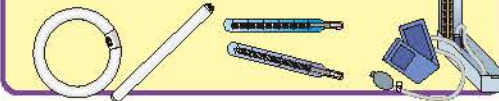
ガラス、陶磁器類 (白熱球、ガラス製容器、食器等)



その他 (廃油、ゴム等)



水銀使用製品産業廃棄物 ※2 (蛍光灯、水銀体温計、水銀式血圧計等)



産業廃棄物
保管場所
(保管場所の掲示が必要)

契約した
産業廃棄物収集
運搬業許可業者

※1 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和4年4月1日施行)に基づき、プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者は、積極的に排出の抑制・再資源化等に取り組むことが求められています。

※2 保管する場合は、他の物と混合するおそれがないように仕切りを設ける等の措置をとること。また、処理を委託する場合は、「水銀使用製品を含む」収集運搬又は処分の許可を受けた事業者へ委託すること。
(平成29年10月1日以降)